

第15回糸満市総合教育会議議事録

- 日 時 : 令和8年2月26日(木) 17時00分から18時50分
会 場 : 糸満市役所会議室 5-d
出 席 者 : 當銘 市長
屋良 教育長、長嶺 委員、徳村 委員、山城 委員、新垣 委員
協議・調整 : ① 糸満市教育大綱について(令和8年度改訂)
事 項 : ② 高嶺小学校移転整備基本計画 素案について
③ 糸満市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定
について
出席職員 : [市長部局]
志茂 総務部長、屋富祖 財政課長
国吉 企画部長、久手堅 行政経営課長
[教育委員会]
宮里 教育部長、
又吉 教育総務課長、伊敷 総務係長、平良 施設係長
伊敷 学校教育課長
事務局職員 : 長谷川 行政経営係長、宜野座 行政経営課職員
傍 聴 人 : なし
議事の経過 : 次のとおり

當銘 市長 : 会議を始める前に、事務局から説明がございます。
事務局は説明をお願いします。

長谷川 行政 : 行政経営課の長谷川でございます。本日は、お忙しい中、会議にご出席いただき誠にありがとうございます。
本日の調整事項は、本市から提出しております、「糸満市教育大綱について(令和8年度改訂)」、教育委員会から提出のありました「高嶺小学校移転整備基本計画 素案について」及び「糸満市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」の3件となっております。
事務局からの説明は以上です。

當銘 市長 : それでは、第15回糸満市総合教育会議を開催いたします。
調整事項の一つ目、本市から提出をしております「糸満市教育大綱について(令和8年度改訂)」の説明を企画部からお願いします。

長谷川 行政 : 本日お配りしている糸満市教育大綱の資料をご覧ください。
教育大綱は、市と教育委員会の連携強化を図り、それぞれの施策をより一体的に推進するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第一条の三の規定に基づき、市の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標及び施策展開の方針を定めるものでございます。
現行の教育大綱の期間は、令和3年度から令和7年度の5年間となっております、本年3月までとなっております。

令和 8 年度以降を期間とする教育大綱を新たに定める場合、総合教育会議において協議をする必要がございます。

配布した資料「糸満市教育大綱」1 ページをご確認ください。

現行の教育大綱は、本市の最上位計画であります糸満市総合計画に即したものとされており、総合計画の前期基本計画にある施策を、教育大綱の基本施策として位置付けております。

基本施策につきましては、3 ページ以降に記載がございますので、後ほど参照いただければと思います。

令和 8 年度以降、教育大綱を定めるにあたり、引き続き総合計画に即することを想定しております。

総合計画につきましては、前期基本計画が令和 7 年度でもって終了することから、現在、後期基本計画を策定しているところであり、来月 3 月末には策定される見通しでございます。

この後期基本計画の計画期間は、本年 4 月から令和 12 年度までの 5 年間となります。

以上のことから、総合計画・後期基本計画がスタートする本年 4 月以降、その施策を踏まえまして、新たに教育大綱を定めたいと考えております。

本年 4 月以降の然るべき時期に総合教育会議を招集させていただき、令和 8 年度において、新たに教育大綱を定める調整をさせていただきたいと考えております。

このような流れを取らせていただくことが、調整事項①「糸満市教育大綱について（令和 8 年度改訂）」の趣旨でございます。

引き続き、新たに定める教育大綱の基本施策となることが想定される後期基本計画（案）の概要について説明いたします。

総合計画におきましては、令和 12 年度の目標人口を定めております。現在、この目標人口を 64,000 人としているものの、達成が困難であるとの見通しから、62,500 人へ変更する手続きを取っているところでございます。

「第 5 次糸満市総合計画 [基本構想]」と記載している資料の 2 ページに変更後の記載がございますので、これを読み上げます。

第 5 節目標人口、第 4 次総合計画では、令和 2（2020）年時点の糸満市の目標人口を 63,000 人としていました。

第 5 次総合計画を策定した際には、令和 2 年 9 月末現在の住民基本台帳人口が 62,270 人であったことや、人口が増加傾向にあったことから、第 4 次総合計画の目標人口 63,000 人の達成は近いと見込んでおり、これをもって第 5 次総合計画の目標人口を 64,000 人としていました。

現在の糸満市の住民基本台帳人口は 62,096 人で、令和 2 年から現在に至るまで人口は増加せず、62,000 人台が続いています。令和 7 年度に第 5 次総合計画の後期基本計画の策定に取り組み、併せて、糸満市人口ビジョンの時点修正を行いました。

この際に行った人口推計の結果等から、第 5 次総合計画の目標人口 64,000 人の達成は困難であると見込み、目標人口を 62,500 人とします。

こういった内容で議会に議案を上程して目標人口の変更をする手続きを行っているところでございます。

人口の在り様は教育施策を含め本市施策に大きく影響しますことから、目標人口の変更に係る手続きの状況を紹介させていただいた次第でございます。

カラーページに人口推計のグラフがございますが、こちらが目標人口の変更をかけた根拠資料となっております。

続きまして、後期基本計画（案）のうち、新たに定める教育大綱の基本施策となる想定の実策について説明いたします。

基本計画 2 ページの施策 1 「みんなでこどもを育む社会をつくる」、3 ページの主な取り組み「(1) 切れ目のない子育て支援の充実」、「(2) 児童福祉の充実」の施策の中から、教育施策とするものを整理していく予定でございます。これらは現在の教育大綱と同じようなつくりとなっております。

基本計画 4 ページの施策 2 「学校の魅力をさらに高める」、5 ページの主な取り組み「(1) 魅力ある学校づくり」、「(2) 地域や関係機関と連携した児童・生徒の育成」の施策の中から、教育施策とするものを整理していく予定でございます。

また、この施策におきましては、配布資料において記載はないものの、「教職員の取り巻く環境の整備」として、例えば「業務量管理・健康確保措置実施計画の策定」といった施策を追加で記載する予定でございます。

これらと同様に、第 1 章の施策 3 「誰でもいつでも学べる環境をつくる」、施策 4 「歴史・文化・芸術に親しむ環境をつくる」、施策 5 「スポーツに親しむ環境をつくる」、第 3 章の施策 4 「平和を希求し未来へ発信する」、施策 5 「多様性を認め合う社会をつくる」の中から、教育施策に適するものはどういったものかを教育委員会と整理を行い、その内容を取りまとめたものを教育大綱（案）として作成し、総合教育会議の皆様との協議に付す形で提出したいと考えております。

以上、調整事項①「糸満市教育大綱について（令和 8 年度改訂）」に関する企画部からの説明は以上でございます。

当銘 市長 : ご説明ありがとうございます。それでは、調整に移ります。

教育委員の皆さま、ご質問やご意見はありますか。

山城 委員 : 図書館がやっぱり少し高台にあって行きづらい、という話をよく聞きます。

中学生や高校生が、学校の後に勉強する場所がほしいという話もありまして、「くくる糸満」にはテーブルがあって勉強できるようですが、ああいう場所が公共の場所でも増えたらいいなと思っています。

長谷川 行政 経営係長 : 確かに「くくる糸満」については、観光スポーツ振興課のほうで調整が可能でしたが、委員のお話としては、公共施設ということでよろしいでしょうか。

山城 委員 : 勉強する場所について、家ではなかなかできない子もいるので、公共施設を使って勉強できる場所が増えたらいいなと思っています。

一般的には図書館だとは思いますが、場所的に、交通の便があまり良くないという点があります。

當銘 市長 : 月曜日の市民提案型の報告会の中や、その後の意見交換会の中でも、学生の方から、今、山城委員がおっしゃったような環境がほしいという意見がありました。

現在は、図書館や「くくる糸満」のスペースを案内している状況です。

山城 委員 : 学校であれば、電子図書を見ることもできるのかなと思ひまして。普通の場所に新しく設置するとなると、難しいのかなとも思っています。

屋良 教育長 : 恐らく学校になりますと、先生方は働き方改革の関係もあり、多忙な状況です。業務としてお願いすることはできないと思います。

そうなる、管理をどうするかという点で、人の配置が必要になるのかなと。放課後、先生方が帰られた後の一定時間を、任せられる方に見てもらって、そういった仕組みを考える必要があるのかなと思います。

山城 委員 : 新しく作るとなると設備整備が大変だと思うので、今ある場所を活用できればと思っています。

電子図書が見られる場所であれば、できるのかなと思っています。

屋良 教育長 : 中学生を想定されているのでしょうか。

山城 委員 : 中学生と高校生を想定しています。

「くくる糸満」は主な利用者が高校生なのかなと思いますが、中学生も利用できたらいいなと思っています。

屋良 教育長 : おそらく、こちらで直接できる範囲としては中学生までになるかと思っています。

高校については、要請をするのか、考えてもらう手立てをどうするのか、その辺りは考えないといけないと思います。

山城 委員 : 教育大綱の中に、そういう場所というものをに入れてもらって、考えてもらえたらいいなと思っています。

子どもたちに質の高い教育をして、子どもの質自体を上げていくということが、糸満市にとって良いことだと思っていますので、そこに力を入れてほしいと思っています。

當銘 市長 : 今のご意見については、体制の点も含めて、教育長からお話があったように、学校でできるのかも含めて、検討、調査をさせていただければと思います。

他の市町村がどのようにやっているのかも含めて、良い事例があれば参考に

しながら、状況を見ていきたいと思います。

長嶺 委員 : 山城委員のお話と少し似ているのですが、先日、教育委員の全国研修で、各地の取り組みを伺いました。

例えば、小学生の勉強を中学生が見てあげる、中学生を高校生、高校生を大学生が教えるといった形で、ボランティアでつながっていて、みんなで子どもを育てている取り組みがありました。

大人だけが子どもを守るのではなくて、お兄さん、お姉さんたちが小さい子をサポートするという形で、みんなで育てるとというのが、とても良いなと感じました。

當銘 市長 : 以前、賀数地域では、琉球大学の学生がボランティアで高校生や中学生に勉強を教えている取り組みがありました。

そういった取り組みの良いところを参考にしながら、自治会など地域主体で取り組める部分もあるのではないかと思います。

学校の中でできるところがあるのかどうか、その辺りも含めて考えていければと思います。

屋良 教育長 : 小中連携の中で、教職員同士が授業を見合う研修などは行っています。

以前は、小学生が幼稚園児に読み聞かせ等をするといった取り組みもありました。

ただ、どの場面で必要なのか、授業のカリキュラムの中で行うのか、放課後に行うのか、その辺りは連携の中で整理していく必要があると思います。

子どもたちの交流という点では、一つの案として提案はできるのかなと思っています。

當銘 市長 : 県外の事例というのは、放課後の取り組みなのでしょうか。

長嶺 委員 : 放課後に、公民館などで、地域や教育委員会が関わりながらサポートして、仕組みを作っているというお話でした。

新垣 委員 : 先ほどからお話が出ているとおり、場所の選定と、子どもたちを見守る大人の存在がどうしても必要になると思います。

それを学校の先生が担うのは難しいと思いますので、ボランティアや施設の管理者、公民館であれば地域の大人の方が関わる形が必要になるのかなと思います。

「くくる糸満」は大人が常駐していますが、子どもたちを見るというところまでは行っていないですね。

山城 委員 : 詳細までは分かりませんが、フロアがあって、そこで勉強しているという印象です。

新垣 委員 : 公民館は場所がありますが、大人がいない。

「くくる糸満」は大人が一応いる、という点が違いだと思います。

ただ、常駐しているだけで良いのか、常駐していない場合はボランティアや地域の大人が輪番で対応するのか、その辺りの整理が必要なのかなと思います。

- 當銘 市長 : 阿波根の地域では、無料塾として、毎日ではありませんが、放課後に大学生がボランティアで来て行っている取り組みがあると聞いています。
公民館が利用できず、「袋中園」の施設の一角を借りて継続しているとのこと
です。
そうしたボランティア活動が行いやすいよう、公民館を利用できる環境は整えていく必要があるのかなと思います。
子どもたちの学習環境の整備については、良い取り組みだと思しますので、他市町村の状況も見ながら、取り組んでいけたらと考えています。
- 徳村委員 : 教育大綱の基本施策の「(1) みんなで子どもを育む社会をつくる」の中で、「子ども」の「子」が漢字になっています。
一方で、後期基本計画ではひらがなの「こども」になっていて、できれば修正できるといいのかなと思います。
- 長谷川 行政 : 今回の総合計画の後期基本計画から、「子ども」の「子」をひらがなにしましょう、という提案をこども未来部から受けております。
経営課長 : そのため、後期基本計画ではひらがなに変更していますので、次年度の教育大綱改正の際にも、統一して変更することになるかと思えます。
- 屋良 教育長 : 教育委員会でも、「子どもの読書計画」など、漢字表記になっているものや、ほかにも関係する文書がありますが、総合計画に合わせて統一すべきなのか、それとも県や国の計画などに合わせていくのか、そのあたりはどう考えるのか、という点が気になりました。
- 徳村 委員 : 総合計画と教育大綱、そこまでで良いのかな、という考えです。
教育長がおっしゃったように、すべてをひらがなにするのは行き過ぎかなと思いますし、変更するとなると、法令や規則、訓令なども見直す必要が出てきます。
今回については、教育大綱の部分は変更したほうが良いかと感じています。
- 當銘 市長 : 他にご意見はありますか。
- 新垣 委員 : 先日、教育関係のイベントで話を伺った内容ですが、アントレプレナーシップ、いわゆる起業家精神を育てる取り組みについてです。
企業版ふるさと納税を活用して、子どもたちが無償で学ぶことができ、その中で地域課題について、子どもたち自身の発想で解決策を考えていくという取り組みが行われているとのことでした。
その取り組みを行っている団体の方から、糸満市でも企業版ふるさと納税を活用しているのであれば、ぜひ参画したいというお話がありました。
一方で、市のほうでは、担当者に余裕がなく、企業版ふるさと納税まで手が回っていないという話を聞き、それは少しもったいないなと感じました。
個人版のふるさと納税だけでなく、企業版ふるさと納税も活用して、糸満市でも同様の取り組みができると良いのではないかと思い、意見としてお話ししました。
- 當銘 市長 : ふるさと納税については、担当課において一生懸命取り組んでおり、現在の

水準まで伸ばしてきているところで、企業版ふるさと納税についても増やしているところではあります。

企画部長 : 企業版ふるさと納税は少し特殊な制度で、寄附を行う企業の意思がなければ成立しないもので、そういった企業があるかということが重要になっていまして、寄附を集めていないということではなく、現状では、個人版ふるさと納税に力を入れた方が、市の収入を伸ばせるという考えのもとで取り組んでいます。

豊見城市では、こども未来基金に積み立てができていく状況と聞いていますが、糸満市としては、まずは個人版に人を投入していきたい、それで還元していきたいと考えているところです。

新垣 委員 : 豊見城市では企業版ふるさと納税を原資として行っている事業を、糸満市では個人版のふるさと納税などを原資として行う、という形も考えられるのではないかと思います。

企画部長 : 令和7年度は約5億円のふるさと納税を活用した事業を実施しています。
内訳について、どの程度が子ども、教育関係に充当されているかは、この場では具体的な数字まではお示しできませんが、相当程度は活用している状況です。どの財源を原資として事業を行うかという整理の話になりますが、今回のようなご提案をいただけること自体は、ありがたいと考えています。

当銘 市長 : ふるさと納税については、寄附者がどの分野に使ってほしいかを選べる仕組みになっていますので、そうした点も踏まえながら対応していくこととなります。

当銘 市長 : ほかにご質問や意見などはありませんでしょうか。
(意見なし)

当銘 市長 : それでは、「糸満市教育大綱について（令和8年度改訂）」の調整を終了いたします。

先ほどの手直し等も含めて、令和8年度に「糸満市教育大綱」の改定に係る総合教育会議を開催いたしますので、日程につきまして連絡がありましたら、調整の上、ご参加をお願いいたします。

当銘 市長 : 続きまして、調整事項の二つ目、教育委員会から提出のありました「高嶺小学校移転整備基本計画 素案について」、教育委員会から説明をお願いします。

又吉教育総務課長 : 教育総務課の又吉でございます。よろしくお願いいたします。

「高嶺小学校移転整備基本計画 素案」についてご説明いたします。

はじめに、事業の背景及び目的についてご説明いたします。

本市は「糸満市小中一貫教育基本計画」を定めて小中一貫教育の導入を進めており、高嶺小・中学校区をモデル校区に指定して先行的に事業を推進してきたところです。

そこで、老朽化した小学校施設を早急に現中学校敷地に移転改築し児童生徒・教職員等の安全性を確保しつつ小中一貫校としての環境を整備すること、これ

に伴い現中学校敷地を拡張することを目指して、令和6年3月に「高嶺小学校移転改築事業基本計画」を策定しました。

しかし、昨今の物価高騰等による度重なる事業費の増加に伴い、市の財政負担の軽減の検討が求められていることに加え、拡張する敷地や建物配置等について、児童生徒・教職員の利便性など他多様な観点から再評価し、より合理性のある計画とすることが求められております。

また、その他の要因として真栄里地区の開発により将来の児童数に変化が生じる可能性や、南山城跡の保存活用をめぐる状況変化があり、それらについても当該計画に反映する必要があります。

本整備基本計画は、糸満市の財政状況や関係事業の進捗も踏まえ、基本計画を改めて見直し、市全体で合意形成を図りながら、高嶺小中一貫校開校に向けた基礎資料とすることを目的としております。

対象地の現況として、対象地は過年度計画と同様、高嶺中学校敷地とこれに隣接する拡張敷地となっております（資料 P.1）。

高嶺小学校・中学校及びその周辺の土地利用規制については、小学校及び中学校周辺一帯は、農業振興地域に指定されており、さらに、南側と西側は農用地区域に指定されています（資料 P.3）。

高嶺小学校・中学校の西側や南側は土地改良による良好な農地が広がっており、農地に関する幹線や支線などの畑地かんがい施設が整備されております（資料 P.4）。

高嶺小学校の敷地面積としましては 19,839 m²、校舎面積は 3,765 m²となっております。

令和7年5月1日現在の高嶺小学校の児童数・学級数は、全体で 260 名、16 学級、うち、特別支援学級は 24 名、5 学級となっております。

中央にある特別教室棟は危険建物として、解体を検討しております。

文化財の問題やインフラの切り回しの検討が必要なため調整中ですが、危険建物にあった学級については、小学校運動場の一部に仮設校舎を設置し、授業を行っております。

また、高嶺中学校の敷地面積としましては 22,364 m²、校舎面積は 3,149 m²となっております。令和7年5月1日現在の高嶺中学校の生徒数・学級数は、全体で 139 名、8 学級、うち、特別支援学級は 12 名、3 学級となっております。

計画策定体制についてご説明いたします（資料 P.9）。「高嶺小学校移転整備基本計画検討委員会」において検討・協議することになっておりまして、第1回検討幹事会を令和7年7月29日に開催、地域説明会を8月24日と27日に開催、第1回の検討委員会を10月1日に開催しております。

2回目の検討幹事会を令和8年1月26日に開催し、2月23日及び24日に地域説明会を開催しております。今後、年度内に第2回検討委員会を開催し、庁議へ報告して計画を策定する予定であります。計画策定後に地域説明会を行い、

その内容を説明する計画です。

上位計画の一つの、糸満市小中一貫教育基本計画の基本方針として、小中連携を進化・発展させ、小・中学校の教職員が校種を越えて指導・支援できるような体制を構築していくことや、9年間の連続した教育課程（カリキュラム）を作成し、指導内容や指導方法の系統性・連続性を重視することが示されております。

これを踏まえ、高嶺地域における小中一貫教育の在り方というもののが令和4年3月に提言されており、同様に、9年間の連続した教育課程や、9年間を見通した学校教育目標が示されております。

過年度の計画として、資料中イ、ロ、ハ、ニの案で検討が進められ、その中でハ案が良いのではということで計画が作成されておりました（資料P.18）。

ハ案では、新設小学校のゾーンが中学校の運動場に建設し、拡張用地の中にメイングラウンドと将来の中学校用地が計画されており、事業費に関しては、概算で40億4千6百万円となっております。

計画策定後には、事業費が過大で、市の年度財政計画に対応できない。厳しい財政状況下にあることに鑑み、国等からの財政支援策を最大限に活用する一方、不要不急な経費の縮減に努めることや、配置と拡張敷地選定に関して、見直しに際しては拡張敷地に新校舎を配置する案も俎上に載せるべきという意見もございました。

計画見直し条件に関して、増改築事業は、原則として国の補助基準面積の範囲内とすること、旧耐震建物の耐力度調査結果を踏まえて計画することが取りまとめられております。

中学校校舎の西側部分10号棟に関しては旧耐震基準で建設されており、耐力不足と劣化の進行で危険建築物と診断されております。普通教室棟に関しましては、新耐震基準のため耐力は満足しているものの、経年劣化が進んでおります（資料P.20）。

南山城跡遺構の存在についても新たな条件が分かってきており、前回基本計画の時点でも、中学校校舎の下に遺構が存在すると推測されて建て替え時には別の場所に移ることを想定していました。さらに、体育館やプールの位置する一帯ももともと大里古島遺跡とされていますが、グスク関連遺構が存在する可能性も高まっております（資料P.21）。

将来、体育館、プールが耐用年数を迎え更新する際には、遺構保存のため今の位置に再建することはできず、この分も新たな用地を確保する必要が出てきております。

高嶺小学校の将来児童生徒数につきましては、令和7年5月1日時点での将来見込み、令和10年度を基準としており、高嶺小学校の児童数が233名、特別支援の子が24名、合計257名、普通教室が11、特別支援学級が5、合計で16クラスとなっております。

真栄里の土地区画整理事業で児童数が増え、普通教室が16、特別支援学級が5、合計で21クラスとなる可能性があります。現段階では、確実な数字を根拠とすることを方針として、規模算定には真栄里を考慮しない児童数・学級数を用いております。

ただし児童が数名増えるだけで1学級増となる可能性があり、真栄里地区などで住宅整備が進めばすぐに教室が不足する恐れがあるため、諸室配置プランにおいてはフレキシブルに活用できる部屋を設けておくことを考えて計画しているところであります。

検討対象敷地の整理として、過年度計画で評価が高かった、口案、八案に追加して口+八案で検討を行いました（資料 P. 25）

耐力度調査結果の概要として、中学校校舎10号棟を対象にした耐力度調査報告書によれば、耐力度評点は4,176点/10,000点満点であり、4,500点を下回るため「構造上危険な状態」であることが判明しました。

中学校校舎老朽化への対策方針検討としまして、10号棟の危険性への対応、また10・12号棟の改修および今後の継続的な劣化対策のコストがかかることから、改修による効果は限定的で、さらに、遺構調査および保全整備のため校舎移転が求められている状況にあって、改修では十分な効果が見込めないと判断しております。

一方で、改築の場合、単年度の事業費が大きくなる恐れはあるものの、工事の一本化により分割した場合よりもコストの圧縮が期待できること、国庫補助の活用幅が広がるのがメリットであること、また小中一貫校として、校舎が一体化することにより9年間の一貫した学習や活動がスムーズになることから、改築を基本方針としております。

拡張敷地での新校舎建設案の検討として、口-2、口-3、ハ-2、ハ-3、口+八案の5案で比較検討を行いました（資料 P. 31）。

その結果、総合評価として、コスト面では劣るものの、児童生徒の生活に支障がなく、将来の建て替え等にも十分対応できる口+八案を最適案として選定しております（資料 P. 35）。

補助事業に関しても検討しております。文部科学省の国庫補助金の活用を考えております。教室不足を解消するための校舎の新築または増築に関しましては85%補助があります。構造上危険な状態にある建物の改築、不適格改築に関しましては75%の補助があります。

また、令和7年3月から4月にかけて、中学校の校舎下に遺跡群が存在することが判明したことから、発掘調査に係る環境整備に向けて、一括交付金を活用し、中学校施設の移転先となる用地を確保する必要が生じており、これに伴い、移転整備計画についても見直しを行っているところです。

補助面積の考えとして、学級数から導かれる「整備資格面積」をもとにして算定されます。そのため、整備資格面積を上回った分は補助対象外となります。

従って、改築する施設は補助の有効活用を見据えた面積とし、ここに入りきらない諸室は改修する管理棟に配置することを基本として計画しております。

今回見直しで、補助枠を最大限活用するという事で、小学校校舎改築に関しては、整備資格面積である 4,760 m²、中学校校舎改築は 2,100 m²を考えております。管理棟改修は規模や内容を圧縮し、対応することとしております。

諸室配置の考え方としましては、4-3-2 制に合わせて融通できるように計画しております。(資料 P. 37, 38)

施設整備にかかる基本条件の設定として、小学校は普通学級 11 クラス、特別支援学級 5 クラスとなっています。施設整備に関わる基本条件として、新設校舎で対応し、近い将来、人口増に応じて学級数が増える可能性があること、特別支援学級数の変動が想定されることから、柔軟に活用できるスペースを確保することを考えております。

中学校は普通学級 6 クラス、特別支援学級 3 クラスとなっております。基本条件としては小学校と同様です。

教科学習に関しましては、教室を中心に、柔軟に活用できるスペースを配置し、科目教室は、理科室以外は小中共用とし、児童生徒の体格差に対応できる設備・備品を導入し、各科目の専用室を確保して、また準備室等の充実を考えています。

体育の運動場に関しましては、200mトラックを確保し、体育館、プールに関しては既存施設を小中で共用し、体育館は児童生徒の体格差を考慮した設備の改良も計画しております。(資料 P. 43, 44)

棟別整備方針としましては、新校舎は小学校校舎と中学校校舎を一体のものとして同時に整備することを想定しています。ただし、今後の事業計画によって、中学校棟はあとから整備する可能性もあるため、現段階では分割整備もできるように計画しております。分割整備の場合、小学校棟を先行することを計画しております。

管理棟においては、現在の特別教室は、そのまま小中兼用として活用することを考えております。

体育館に関しましては、小中共用に合わせて付帯施設を改修し、また、小学校部の体育館内にある体育用具を収納する倉庫を増築等で整備することを考えています。

また、新校舎から管理棟及び体育館への渡り廊下の整備を考えています。管理棟と新校舎は地盤の高さが異なるため、管理棟 1 階部分と新設校舎 2 階部分を渡り廊下でつなぐことを計画しております。

プール棟に関しましては、既存プールを改修し、長期での使用ができるよう整備を行うことを計画しております。(資料 P. 45, 46)

配置計画（資料 P. 49）としまして、中央が中学校の敷地、下部が拡張用地となっております。渡り廊下で新築の小・中学校棟と既設管理棟をつなげることを考えております。そのまま体育館に行けるようになっていきます。

建物の配置（P. 53）としましては、1階中央に図書室と小中交流スペースを設けており、連携を取れる配置にしております。1階に昇降口、職員室、校長室と配置しております。1階部分に関しては緊急用の車が配置できるように給食受室と保健室を設置することを考えております。

2階部分に関しても同様に中央に図書室と交流スペースを配置しています。3階部分は小学校棟のみで、新世代学習空間、電気室、機械室を配置しております。

1階の小学校棟に1から2年生、中学校棟に8から9年生の教室を配置し、2階の小学校棟に3から6年生、中学校棟に7年生の教室を配置し、2階部分に4-3-2制の中期3学年のまとまりをつくっております。

既設中学校棟の改修（資料 P. 58）に関しては、身障者対応トイレなどの比較的軽微な改修を行うことを計画しております。

管理棟の改修（資料 P. 59）に関しては、英語教室の配置、地域連携室を配置することができるよう計画しているところです。管理棟は建物が新しいので、屋上防水改修や、外壁面塗装を行ってしばらく使用することを考えています。

体育館に関しましては、小中連携で使用しますので、器具庫の増設や、バスケットゴールの取り換え、ライン修正等を行う予定です。

プールに関しても、防水改修等を行って、小中安全に使えるように改修を行うことを考えております。

周辺整備計画として、拡張用地に農業用かん水施設が入っておりますので、その移設工事を考えております。（資料 P. 65）

スケジュールに関しましては、基本計画を令和7年度で作成してありまして、令和8年度に基本設計、令和9年度に実施設計を行う予定です。工事期間としては22か月程度を予定しています。令和10年から工事を行い、令和12年6月の完成を考えております。開校時期が延びてはありますが、最短のスケジュールで組んでありまして、実施設計時に開発申請や建築確認申請があるのですが、その前段階の測量・土質等調査を令和8年に行うことを考えています。

拡張用地に関して農振除外の手続きを令和8年度、用地取得を令和8年度から9年度に行う、タイトなスケジュールとなっております。

事業のステップ1として、農業用水の幹線を撤去して新設し、ステップ2・3で中学校の改修と拡張敷地の造成を行います。

ステップ4で小学校、中学校の新築工事、サブグラウンドの工事を行います。それに加えて、ステップ5として体育館・プールの改修工事を行うことを計画

しております。

ステップ6で外構工事、ステップ7で管理棟の改修工事や旧校舎解体工事を考えております。ステップ8で既存グラウンドの改良の工事を行って、事業が完了することになります。

予算に関しては物価上昇率に応じて2つのパターンを作成しております。1つ目は設計費が7%上昇、工事費が6%上昇として計算していますが、工事の上昇率より設計費の上昇率が大きいのとはおかしいのではないかという第2回幹事会でのご意見もあったことから、2つ目に10%の案も出しております。令和5年度の概算では4,046百万円だったものが、今回の概算で7,023百万円となっております。前回より増えたものとして、用地費が約1.2ヘクタールから約2ヘクタールとなっておりますのでその分増額となっております。設計費に関しても、前は中学校部分が改修だったのですが、改築に変えていますので、増額となっております。工事費に関しても、中学校棟が改築となったことから、新設棟の建築工事が増えております。また、事業に4、5年かかりますので、物価上昇の影響額として1,511百万円を見込んでいます。

説明は以上です。

当銘 市長 : それでは、調整に移ります。

教育委員の皆さま、ご質問やご意見はありますか。

山城 委員 : 前の計画にも関わっていたので、今回見直しがあったことについては、正直、少しショックでした。ただ、結果として用地が広くなり、子どもたちの環境が良くなるという点については、とても良いことだと思っています。

一方で、懸念しているのは用地の確保です。用地の購入ができるかどうか、一番のハードルになるのではないかと考えていますので、そこが長引いてしまうことのないよう、力を入れて進めていただきたいと思います。

当銘 市長 : 用地の確保については、担当課において、まず地域の方々への事業説明を行い、あわせて地権者の方々にも説明をさせていただいています。

現時点では、概ね良いお返事をいただいていると報告を受けています。

また、地域との懇談会等の機会を通じて、自治会長をはじめ、地権者の方々や地域の皆さまにもご協力をお願いしており、「みんなで子どもたちの環境を早期に整えていこう」という声も出てきている状況です。

地域の方々や保護者、お子さんたちにもご迷惑をおかけしている部分がありますので、できるだけ早期に進められるよう、引き続きしっかり取り組んでまいります。

山城 委員 : 予算がだいぶ増えているように見えますが、その点は大丈夫でしょうか。

当銘 市長 : 予算については、この場ですぐに問題ないと言える状況ではありません。現在、全体として予算の5パーセント削減などにも取り組んでいる中で、これだけ大きな金額が出てくると、やはり慎重に考えていく必要があります。

可能な部分については縮減できるところは縮減しながら、必要な予算を確保していくことになり、グラウンド整備についても、実施の順番を含めて検討するなど、全体を見ながら進めていかなければならないと考えています。

その点については、教育委員会だけでなく、財政課も含めて、しっかり連携しながら取り組んでいこうとしているところです。

山城 委員 : ぜひ、子どもたちの環境を整えていただけたらと思います。

屋良 教育長 : 現在、教育委員会において計画を進めており、地域説明会もこれまでに2回実施しているところです。

今回の計画については、前回の基本計画から見直しがあり、この内容になっていますが、当初の反省も踏まえながら検討を進めています。

教育委員会としては、特に教育総務課の施設係を中心に、財政課を含めた各部署とやり取りを行いながら、内容を決めてきました。

市長からも全庁体制で進めるとのお話がありましたので、ぜひ、市全体の大きな事業という認識で、今後とも取り組んでいただきたいと思います。

當銘 市長 : 先ほどの山城委員や教育長のお話にもありましたが、現時点での試算は概算となっていますので、まずはその精度を高めていく必要があると考えています。

その上で、経費の圧縮や新たな財源の確保についても検討していかなければなりません。

既存事業の見直しや縮減、縮小、場合によっては廃止も含めて、全庁的に事業の整理を行わなければ、必要な財源を振り向けることは難しい面もあります。

そうした意味でも、本事業については全庁体制で取り組んでいく必要があると考えていますので、しっかりと進めていきたいと思っています。

徳村 委員 : 小中一貫教育に関しては、過去に3年ほど、県から1名、市から1名の人材配置がされていたと記憶しています。

今回もスピーディーに進めていくためには、ハード面だけでなく、ソフト面での人材の確保が重要だと思っています。その点について、ぜひご検討をお願いしたいと思います。

當銘 市長 : この点については、教育長からもお話がありました。以前の計画がどこまで継続して活用できるのかという点も含めて、検討していく必要があると考えています。

ソフト面についても、できるだけ早くスタートできるような環境を整えなければなりませんので、その点についても取り組めるよう努力していきたいと考えています。

屋良 教育長 : 学校教育課とも話をし、どう考えているのか確認しました。

前回のように、準備室、あるいは準備班のような形で、2名体制を想定し、教育課程の整理や学校間の連携などを一緒に進めていく必要があると考えています。

教職員の意識づくりも含めて、さまざまな準備が必要になりますので、徳村委員がおっしゃったように、ソフト面の準備として、人を配置した体制が必要

だという認識です。

そのため、準備班を置きたいという考えがあると聞いていますので、その点についてもご検討をお願いしたいと思います。

当銘 市長 : この点も含めて、先ほど申し上げた「全庁体制」という考え方になります。現在、他部署では会計年度任用職員を減らすなどの対応も行っていますが、そうした状況も踏まえながら、知恵を絞って対応していかなければならないと考えています。

小中一貫教育に向けて、新たに事務的な対応や準備が必要になるのであれば、人員配置についても検討していく必要がありますし、その点については、市長部局として対応すべきものだと考えています。

当銘 市長 : ほかにご質問やご意見はありますか。
(意見なし)

当銘 市長 : それでは、「高嶺小学校移転整備基本計画 素案について」の調整を終了いたします。
調整結果を尊重し、今後の取り組みを進めてまいります。
本件につきまして、引き続き協議・調整の方についてよろしく願いいたします。

当銘 市長 : 続きまして、調整事項の三つ目、教育委員会から提出のありました「糸満市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」、教育委員会から説明をお願いします。

又吉 教育総務課長 : 教育総務課の又吉でございます。
まず、参考資料として配布しております「教育職員の健康及び福祉の確保を図るために講ずべき措置に関する指針（改正）のポイント」について、計画策定に至った経緯を含めてご説明いたします。

令和7年6月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学大臣が定める指針に即して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定めることとされたことで、今回の計画を策定しています。

サービスを監督する教育委員会は、本指針に即して、「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定め、毎年の実施状況を公表し、総合教育会議に報告することとされ、地方公共団体との連携を図りつつ、取り組みのさらなる改善につなげることとなっています。

次に、国の目標についてです。

国の指針として、令和11年度までに教育職員の1か月時間外在校等時間を平均30時間程度に削減することを目標としており、時間外在校等時間が80時間を超える教育職員を早急になくさなければならぬとしております。

目標達成に向けた取り組みとして、学校と教師の業務の3分類というものに全19項目示されています。

学校以外が担うべき業務として、1 から 5 の項目がありますが、「1. 登下校時の通学路における日常的な見守り活動等」「2. 放課後から夜間などにおける校外の見回り、児童生徒が補導されたときの対応」などが挙げられています。

教師以外が積極的に参画すべき業務として、6 から 13 の項目がありまして、「6. 調査・統計等への回答」では学校への依頼を減らし、デジタル技術を活用しつつ、事務職員を中心に実施する、ですとか、「7. 学校の広報資料・ウェブサイトの作成・管理」では、学校が行う場合は事務職員等が積極的に参画することが示されています。

教師の業務だが負担軽減を促進すべき業務として 14 から 19 の項目がありますが、「14. 給食の時間における対応」として、食に関する指導については、栄養教諭等が対応するということや、「15. 授業準備」では、教材の印刷など補助的業務を教員業務支援員等の支援スタッフを実施、デジタル技術の活用を促進ということが示されています。

これらを踏まえて、今回の「業務量管理・健康確保措置実施計画（案）」を作成しております。

計画の趣旨、現状として、本計画は、教職員が「心身の健康を保ち、子どもたちへの教育の質を持続的に高めること」を目標に、教職員が事務作業を効率化し、知識や技能を学ぶ時間的余裕を創出することで、子ども一人ひとりに向き合う時間を確保できるよう、実効性のある取り組みを進めていくものとしており、さらに、教職員の在校時間の推移や業務改善の進捗状況、および教職員の健康管理といった取り組みや課題を継続的に検証し、必要に応じて計画の見直しを行いながら、より効果的な働き方改革を進めていくという目的を定めております。

次に本市の現状についてです。

令和 6 年 4 月に「糸満市立小・中学校の教職員の勤務時間の上限に関する規則」を策定し、時間外在校等時間の削減目標を定め、令和 7 年度には試験の自動採点システムを導入しており、また、法的知見から助言や支援を行うスクールロイヤーを配置することで、教職員の精神的負担の軽減に努めているところでございます。

令和 6 年度の時間外在校等時間の割合ですが、

小学校では、月 45 時間超が 21.7%、月 80 時間超が 0.9%、年 360 時間超が 34.8%となっております。

中学校では、月 45 時間超が 21.4%、月 80 時間超が 3.1%、年 360 時間超が 48.4%となっております。

令和 7 年度の心理的な仕事の負担として、量については本市：9.1%、全国平均：7.9%、また、質においては本市：8.9%、全国平均：8.0%で、量・質共に全国に比べ少し高い数値となっております。

今回、目標として、「ア 1か月時間外在校等時間が45時間以上の割合を小10%、中15%にする。」としております。こちらは、沖縄県のピースフルプランという計画のなかで令和5年度の50%以下を目標としておりますので、その数値を参考に目標値を設定しております。

また、「イ 1か月時間外在校等時間が80時間以上の割合を小・中学校0%にする。」「ウ 1年間における1箇月時間外在校等時間の平均時間を30時間程度にする。」については、国の目標値と合わせてこのような数値を設定しております。

期間を4年間としておりまして、4年後にこの数値を達成できるように計画を策定しております。月平均時間については、現時点で30時間をほぼ達成できておりますので、4年間とも30時間程度を目標値としております。

ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標として、「ア 年間の年次有給休暇の平均取得日数を10日以上とする。」「イ ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を6.5%まで減少させる。」「ウ 心理的な仕事の負担（量及び質）を全国平均まで減少させる。」を掲げております。

計画の期間としては、国の計画に合わせ、令和8年度から令和11年度の4年間としております。

「4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容」としまして、「学校と教師の業務の3分類」を踏まえた業務の見直しを加えております。

「ア 学校以外が担うべき業務」として、「①登下校時の通学路における日常的な見守り活動等」など5項目を設定しております。

「⑤学校給食費及び校納金の公会計化」について、「学校給食費及び校納金の徴収及び管理業務を教育委員会へ移管し、事務の負担軽減に努める。」としておりますが、計画を作る中で、校長会への照会や、教職員業務改善推進委員会で諮ったところ、校納金徴収の教育委員会移管のご意見がございましたので計画の中に加えております。

「イ 教師以外が積極的に参画すべき業務」として、「⑧学校プールや体育館等の施設・設備の管理、校内清掃」については「プール開き前の施設の清掃については、外部委託または民間業者による小学校プール清掃ボランティア活動を活用し、学校側の施設管理に係る負担軽減に努める。」としております。

現在、小学校については糸満市防水塗装業協会の清掃ボランティア活動がありますが、土日になることが多く、教職員の休日出勤が必要になるので、完全に外部委託できないか、というご意見からこのような文言となっております。

「⑨部活動の地域展開」は要望事項として挙がっているものではありませんが、「令和7年7月に策定した「糸満市立中学校部活動地域展開推進計画」を基

に、部活動の地域展開・地域連携を推進する。」ということで、部活動に関する負担軽減のため加えさせていただいております。

「ウ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務」として、「⑩授業準備、学習評価や成績処理」、「⑪学校行事の準備・運営」に関してはスクール・サポート・スタッフを活用し負担軽減に努めることが必要ではないか、ということで加えさせていただいております。

教職員の健康及び福祉の確保に関する取り組みとして、「①長時間勤務の改善」、「1 か月時間外在校時間が 45 時間以上の教職員、疲労の蓄積が認められる又は健康上の不安を有すると学校長が判断した教職員について、産業医による面接指導を実施する」、とメンタルヘルスの改善策として記載させていただいております。

この取り組みに関しては、教育委員会で「長時間労働者に対する健康被害防止対策要領」を策定して 2 月より実施しております。

関連する取り組み、今後のフォローアップとしては、取り組みの着実な実行を図るため、市内小中学校の教職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、糸満市のHPで公表するとともに、定例の教育委員会会議及び総合教育会議において報告することや、糸満市教育委員会は、市内の小中学校と連携・協働し、本計画の推進を図るため、市立学校校長、教頭、学校事務職員、養護教諭で構成された「糸満市立教職員業務改善推進委員会」を 8 月及び 1 月の年 2 回開催すること等としております。

説明は以上となります。

当銘 市長 : それでは、調整に移ります。

ご質問やご意見はありますか。

山城 委員 : 業務量の問題もありますが、心理的な負担を感じている先生方もかなり多いと聞いています。

相談する場所についても、同じ学校の校長や教育委員会だと、自分の内情をなかなか言いづらいという方も多いのではないかと思います。

別の窓口として、糸満市でネットワークのようなものを作り、電話やメールで気軽に相談できる仕組みがあれば良いのではないのでしょうか。

市の職員についても、最近はメンタル面で休職する方が増えていますので、そうした相談の場を設けることができないかと思っています。

当銘 市長 : 人事課においては、ストレスチェック等を実施していると思いますが、その点について総務部長から補足はありますか。

総務部長 : ストレスチェックについては、市職員を対象に実施しており、心理士も配置していますが、教職員については、こちらでは把握できていません。

山城 委員 : そうした相談のネットワークがあれば、「今、こんなことで困っている」ということを、気軽に相談できるのではないかと思います。

ぜひ教育関係にも設けていただきたいですし、できれば、教育の現場を熟知したOBの方が相談に応じる体制が整えば、教職員にとって大きな支えになるのではないかと思います。

屋良 教育長 : 相談体制についてですが、この計画では業務量管理だけでなく、健康確保・措置という観点も重要で、特に、先生方の心の健康が一番大切だと思っています。

高ストレスと判定されている割合は7.5%程度で、心理的な仕事の負担についても、量・質ともに全国平均より高い状況で、実際に休職する先生もいます。

どう対応するかという点では、50人以上の事業所には労働安全衛生委員会を設置することになっていますが、市内では50人以上の学校が5校ある中で、実際に設置されているのは1校のみです。

その一校は今年度設置されて、産業医に助言を受けたり、高ストレスの先生を産業医につないで面談を行ったことで、負担が軽減されたという報告もあり、職場環境についてもアドバイスを受けられて、とても良かったと聞いています。

そのため、50人以上の学校については、設置を進めていただくよう、校長会でも何度かお願いしていますが、この計画を受けて、さらに促進していきたいと考えています。現在、産業医は2名しかおらず、この体制についても充実させていく必要があると感じています。

また、他市では学校を保健師が巡回して、面談を通じてストレスや悩みを気軽に相談できる体制を整えている事例もあります。

教育長協議会の情報交換の中でもそうした話があり、専門的に相談を受け、助言できる人材を増やしていくことは重要だと考えています。

當銘 市長 : この問題については、糸満市だけでなく、県全体の課題である場合、県教育委員会への要望などはできるのでしょうか。

屋良 教育長 : 自立支援室や適応指導教室、教育支援室を回る中で、発達障害のある子どもたちが多く見られます。そうした子どもたちは通常の学級にも一定数おり、先生方が日常的に対応しています。

地域的・家庭的に課題を抱えている子どもも多く、そうした状況の中で、先生方のストレスは地域特性としても大きいと感じています。

現在、都市教育長連絡協議会では、県に対してスクールソーシャルワーカーの派遣増を要望しており、現在、本市には2名しかいない体制を増やすよう求めています。

ただし、保健師や産業医となると、また別のレベルの対応になりますので、その点については、市としても検討していただく必要があると考えています。

山城 委員 : 最近は、こうした理由で仕事を休まれる方も増えていますので、対策を考えていかないといけないと思います。

當銘 市長 : 他市の状況も含めて、調査・検討をさせていただきたいと思います。

当銘 市長 : ほかにご質問やご意見はありますか。

(意見なし)

当銘 市長 : それでは、「糸満市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の策定について」の調整を終了いたします。

調整結果を尊重し、今後の取り組みを進めてまいります。

本日は貴重なご意見を賜り、ありがとうございました。これをもちまして閉会いたします。
